

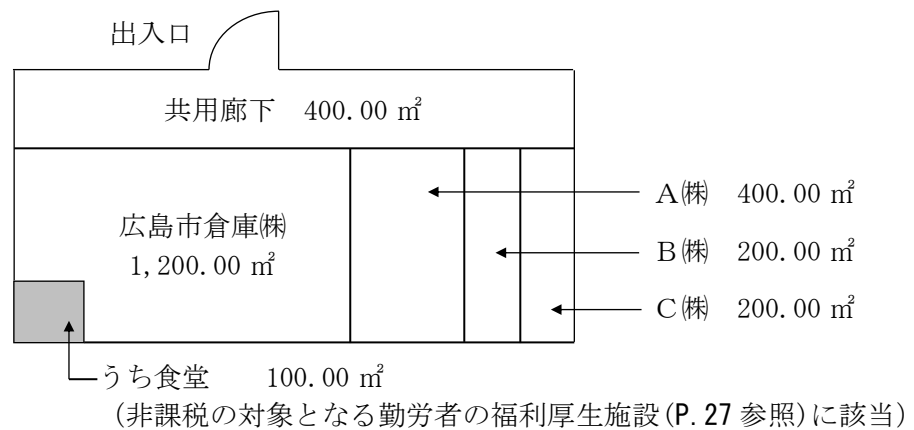
申告書の記載例

〔設 例〕

広島市倉庫株式会社は、12月（年1回）決算の倉庫業者で、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの事業年度に係る事業所床面積及び同事業年度中に支払われた従業員給与総額の状況は、次のとおりです。

1 事業所床面積

- 本社事務所（中区国泰寺町一丁目4番21号）…………… 1,440.00 m²
本社事務所は、A株の所有で、使用状況は下図のとおり。



本社事務所の事業所床面積の計算

$$1,200.00 \text{ m}^2 + 400.00 \text{ m}^2 \times \frac{1,200.00 \text{ m}^2}{1,200.00 \text{ m}^2 + 800.00 \text{ m}^2} = 1,440.00 \text{ m}^2$$

- 西倉庫（西区福島町二丁目2番1号）…………… 2,000.84 m²
課税標準の特例の対象となる営業用倉庫(P. 35 参照)に該当
- 南倉庫（南区皆実町一丁目5番44号）…………… 29,550.00 m²
課税標準の特例の対象となる営業用倉庫(P. 35 参照)に該当
令和5年7月10日に新設し、使用開始（使用月数5月）
- 東事務所（東区東蟹屋町9番38号）…………… 350.00 m²
休憩室 40.00 m²（非課税の対象となる勤労者の福利厚生施設(P. 27 参照)に該当）
令和5年7月25日に廃止（使用月数7月）

2 従業員給与総額

○本社事務所……………	（役員及び従業員数）	60人	240,000,354円
	（上記従業員数のうち65歳以上の者）	（10人）	48,000,121円
○西倉庫……………	（従業員数）	30人	121,600,000円
	（上記従業員数のうち雇用改善助成対象者）	（5人）	20,000,757円
○南倉庫……………	（従業員数）	40人	160,375,200円
○東事務所……………	（日々雇用の臨時従業員7月25日まで）	4人	2,800,000円

免税点の判定

(1) 資産割

課税標準の算定期間の末日（令和5年12月31日）現在での、事業所床面積の合計（本社事務所・西倉庫・南倉庫）から、非課税に係る事業所床面積（本社事務所の食堂）を除くと、

$$32,990.84 \text{ m}^2 - 100.00 \text{ m}^2 = 32,890.84 \text{ m}^2$$

となり、1,000 m²を超えるので、資産割が課税されます。

(2) 従業者割

課税標準の算定期間の末日（令和5年12月31日）現在での、従業者数の合計（本社事務所・西倉庫・南倉庫）から、非課税に係る従業者数（本社事務所の65歳以上の者）を除くと、

$$130 \text{ 人} - 10 \text{ 人} = 120 \text{ 人}$$

となり、100人を超えるので、従業者割が課税されます。

計算上の注意事項

課税標準の算定期間の中途に新設した南倉庫及び廃止した東事務所に係る資産割の課税標準となる事業所床面積は、それぞれ次のとおり月割計算します。

(1) 南倉庫

$$29,550.00 \text{ m}^2 (\text{事業所床面積}) - 22,162.50 \text{ m}^2 (\text{控除事業所床面積})^{(注1)} = 7,387.50 \text{ m}^2 (A)$$

(注1) 営業用倉庫に係る課税標準の特例による控除事業所床面積

$$29,550.00 \text{ m}^2 (\text{対象床面積}) \times 3/4 (\text{控除割合}) = 22,162.50 \text{ m}^2 (\text{控除事業所床面積})$$

$$(A) 7,387.50 \text{ m}^2 \times 5/12 \text{ 月} = 3,078.125 \text{ m}^2 \rightarrow \boxed{3,078.12 \text{ m}^2 (\text{課税標準})}^{(注2)}$$

(2) 東事務所

$$350.00 \text{ m}^2 (\text{事業所床面積}) - 40.00 \text{ m}^2 (\text{非課税事業所床面積}) = 310.00 \text{ m}^2 (B)$$

$$(B) 310.00 \text{ m}^2 \times 7/12 \text{ 月} = 180.833 \text{ m}^2 \rightarrow \boxed{180.83 \text{ m}^2 (\text{課税標準})}^{(注2)}$$

(注2) 床面積の算定において、1 m²の100分の1未満の端数は切り捨てます。

減免について(P. 37~39 参照)

広島市倉庫株式会社の西倉庫及び南倉庫は、営業用倉庫として使用していますが、減免（広島市市税規則別表第4第2項第6号）については、課税標準の算定期間の末日（令和5年12月31日）現在における営業用倉庫の事業所床面積を合計すると、

$$2,000.84 \text{ m}^2 (\text{西倉庫}) + 29,550.00 \text{ m}^2 (\text{南倉庫}) = 31,550.84 \text{ m}^2$$

であり、営業用倉庫の事業所床面積が30,000 m²以上であるため減免対象とはなりません。

（倉庫の事業所床面積の合計が30,000 m²未満であれば該当。）

P. 42~51 にこの設例に係る申告書の記載例を掲載しています。